

福祉バス運行のしおり

令和7年4月～

福祉バスとは？

高齢者・障がい者及び福祉関係者の組織する団体（グループ）に対し、生きがいつくりや社会参加及び福祉団体等の育成を促進して福祉の向上を図るため、北広島市が行っている事業です。

北広島市社会福祉協議会では、市から事業を受託し運行受付を行っています。



①利用できる団体等

	団体の区分	申請受付期間	利用回数
1	おおむね60歳以上の者で構成する団体	使用日の3か月前から	年8日
2	障がい者団体		年4日
3	北広島市社会福祉協議会		年8日
4	北広島市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体	使用日の2か月前から	年4日
5	市長が特に適当と認めた団体等		



②利用できる日と時間

1月4日～12月28日（車検・点検等により、運行できない日があります。）

④乗車人数

15人以上45人以内
市有バスの場合は車いす2台分2人が乗車できます。

③運行距離

- 1日利用... 300キロ以内
- 2日間連続利用... 1日250キロ以内
 - ・交通安全の観点から、主に幹線道路を走行します。
 - ・交通法規を遵守しますので、ゆとりをもった行程にしてください。

⑤利用料金

- (1) 1日につき6,000円
- (2) 2日間連続利用する場合は運転手の宿泊分8,000円
 - ※運転手用の宿泊部屋は団体が1部屋確保してください（朝食付）
- (3) 有料道路料金及び駐車料金は団体が負担してください。



⑥予約方法

申請受付期間内に、電話や窓口で受け付けます。
また、申請受付期間の初日に限り、利用希望団体が重複した場合は抽選となります。その日が土日祝など事務所の閉所日の場合は翌開所日が受付の初日になります。



◎バスの予約後に提出する書類返還

申請書・行程表.....バスの運行日のおおむね3週間前まで
乗車名簿..... バスの運行日の1週間前まで



⑦その他

- ごみは利用団体等が責任をもって処理してください。
- 災害やバスの故障などで運行不能となった場合は、使用承認を取り消すことがありますのでご容赦願います。
- 行程にない場所への運行指示は安全確保の観点から運行することはできません。すべて行程に記載してください。